

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (12月18日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
承認第5号の上程、説明	6
承認第6号の上程、説明	6
議案第45号の上程、説明	7
議案第46号の上程、説明	8
議案第47号の上程、説明	9
議案第48号の上程、説明	10
議案第49号の上程、説明	11
散会の宣告	11

第 2 号 (12月19日)

開議、散会の日時	13
出席議員	13
欠席議員	13
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	13
事務局出席者	13
議事日程	14
開議の宣告	15
一般質問	15
平 良 英 勝 議員	15
新 城 一 智 議員	17
大 城 佐 一 議員	21

前田孝議員	32
平良嗣男議員	35
散会の宣告	40

第 3 号 (12月20日)

開議、散会の日時	41
出席議員	41
欠席議員	41
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	41
事務局出席者	41
議事日程	42
開議の宣告	43
承認第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	43
承認第6号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	43
議案第45号の質疑、委員会付託	44
議案第46号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	44
議案第47号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	47
議案第48号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	47
議案第49号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	48
諸般の報告	48
散会の宣告	49

第 4 号 (12月21日)

開議、閉会の日時	51
出席議員	51
欠席議員	51
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	51
事務局出席者	51
議事日程	52
開議の宣告	53
議案第45号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	53
議案第46号～議案第49号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	54
陳情第17号～陳情第19号及び陳情第21号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	57
意見案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	60
意見案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	61
閉会の宣告	63
署名議員	63

平成24年第8回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成24年12月18日
会期 4日間
閉会 平成24年12月21日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月18日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明
12月19日	水	本会議	午前10時	一般質問
12月20日	木	本会議	午前10時	承認第5号及び第6号委員会付託省略 (即決) 議案第45号質疑・総務常任委員会付託 議案第46号～第49号質疑・予算審査特別委員会付託
		委員会	午前11時	議案第46号～第49号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		委員会	午後1時30分	議案第45号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第17号～第19号及び第21号総務常任委員会 (検討～採決)
12月21日	金	本会議	午前10時	議案第45号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第46号～第49号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 陳情第17号～第19号及び第21号総務常任委員会委員長報告 (陳情)、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 4日間 本会議日数 4日間 委員会日数 1日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
17	平成24年9月14日	民間戦争被害者を救済する 「新たな援護法」の制定を 求める意見書について	沖縄・民間戦争被害者 の会 代表世話人 安里清次郎	総務常任委員会
18	平成24年9月24日	平成25年度福祉施策及び予 算の充実について（要請）	沖縄県社会福祉施策・ 予算対策協議会 会長 新垣 雄久	総務常任委員会
19	平成24年10月22日	大幅増員と夜勤改善で安 全・安心の医療・介護を求 める陳情書	沖縄県医療福祉労働組 合連合会 執行委員長 宮城 常和	総務常任委員会
20	平成24年10月31日	地球社会建設決議に関する 陳情書	荒木 實	議員配布
21	平成24年11月27日	「議案、意見書、請願、陳 情」に対する議員個々の賛 否記録公表実施への陳情	沖縄県自治研究会議会 情報公表陳情プロジェ クト 代表 大城 武秀	総務常任委員会

平成24年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成24年12月18日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成24年12月18日 午前10時00分)

散 会 (平成24年12月18日 午前10時24分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	山 城 均
副 村 長	山 城 清 臣	会 計 課 長	宮 城 博 俊
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 一 道	教 育 長	友 寄 景 善
総務課参事兼 係 長	大 嶺 実	教 育 課 長	新 城 寛
財 務 課 長	山 城 文 子	選 挙 管 理 委員会書記長	島 袋 一 道
住民福祉課長	大 城 武	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久 美 子
企画観光課長	島 袋 幸 俊	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松
産業振興課長兼 シークワサー振興室長	宮 城 豊		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	承認 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
6	承認 第 6 号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
7	議案 第 4 5 号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例	提案説明
8	議案 第 4 6 号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	提案説明
9	議案 第 4 7 号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	提案説明
10	議案 第 4 8 号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	提案説明
11	議案 第 4 9 号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	提案説明

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
ただいまから平成24年第8回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番 大城佐一議員及び2番 新城一智議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの4日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から12月21日までの4日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告申し出がありました。これを許します。村長。
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。本日は、平成24年第8回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全員の御出席のもと開会し、審議できますことに心より感謝を申し上げます。
先ほど議長からありました平成24年の9月から11月までの主な取り組みといたしますか、会議あるいは

行事等への参加状況について報告を申し上げます。

中身がたくさんございますので、別紙でお配りしてございますとおりでございますので、お目通しいただければと思いますので、読み上げを省略させていただきたいと思います。

なお、平成24年4月から12月7日までの入札結果につきましても、お手元にお配りしているとおりでございますので、お目通しいただければ幸いに存じます。

以上を申し上げまして、行政報告といたしたいと思います。これで終わります。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

◎承認第5号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年12月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

（山城文子財務課長 登壇）

○ 財務課長（山城文子） おはようございます。承認第5号 専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

大宜味村一般会計補正予算（第6号）は、8款土木費、2項道路橋梁費、3目新設改良費、補助事業分の歳出の予算組み替えであります。議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年11月8日にて専決処分をしています。

内容といたしましては、17節公有財産購入費305万円、これは村道根路銘上原線の用地購入費でありましたが、台風15号、16号による土砂災害が甚大で用地購入執行ができないため、13節の設計委託料へ全額組み替え、さらに15節工事請負費から46万円を13節へ組み替え、13節の設計委託料は351万円の増となっています。

流用でも対応可能でありましたが、金額が大きい上、流用にすると数字が見えないため、また補助事業でもありまして、補正で金の動きが見えるようにしたため、専決処分となっております。

以上で説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第6号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年12月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

（山城文子財務課長 登壇）

○ 財務課長（山城文子） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

大宜味村一般会計補正予算（第7号）は、11月16日衆議院解散、平成24年12月4日選挙公示、12月16日執行の第46回衆議院議員総選挙に関するものです。議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年11月26日にて専決処分をしています。

以上、説明を終わらせていただきます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第45号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第45号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第45号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年12月18日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

沖縄振興特別措置法の一部改正により、産業の振興、雇用の拡大に寄与する目的によりこの条例の制定が必要になったため。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願います。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

（山城文子財務課長 登壇）

○ 財務課長（山城文子） 議案第45号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例について説明いたします。

平成24年3月31日、沖縄振興特別措置法の一部改正がありまして、これまでは一部地域の指定でありましたが、観光地形成促進地域と産業高度化・事業革新促進地域について、沖縄県が県を5ブロックに分けまして、それで今回、大宜味村も対象区域となったため、地方税法第6条の規定に基づき固定資産税の課税免除を行い、産業の振興及び雇用の拡大に寄与することを目的にこの条例を提案しています。

御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第46号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第8 議案第46号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第46号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）平成24年度大宜味村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,389万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,642万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成24年12月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いたします。

- 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

- 副村長（山城清臣） 議案第46号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）の概要を説明します。

今回の予算の補正額は2億6,389万8,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。1ページをお開きください。

13款国庫支出金1億2,864万7,000円の増額。内訳は、国庫負担金178万2,000円の増額、国庫補助金1億2,686万5,000円の増額となっております。

14款県支出金3,188万8,000円の増額。内訳は、県負担金22万7,000円の増、県補助金3,116万1,000円の増額となっております。

17款繰入金2,500万円の減額となっております。

19款諸収入136万3,000円の増額となっております。

20款村債1億2,750万円の増額となっております。

以上が歳入の主な概要でございます。

続きまして歳出の主な概要を説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

2款総務費9,025万円の減額。内訳は、総務管理費8,970万2,000円の減額、徴税費4万5,000円の増額、戸籍住民基本台帳費65万1,000円の減額、監査委員費10万8,000円の増額となっております。

3款民生費2,495万5,000円の増額。内訳は、社会福祉費2,348万8,000円の増額、児童福祉費146万7,000円増額となっております。

4款衛生費978万9,000円の増額。内訳は、保健衛生費220万5,000円の増額、清掃費758万4,000円の増額となっております。

6 款農林水産業費4,475万3,000円の減額となっています。

7 款商工費 1 億4,242万8,000円の増額となっています。

8 款土木費45万5,000円の増額となっています。

予算書の 3 ページをお開きください。

9 款消防費3,967万4,000円の増額となっています。

10 款教育費194万4,000円の増額。内訳は、小学校費27万5,000円の増額、保健体育費166万9,000円の増額となっています。

11 款災害復旧費 2 億119万8,000円の増額。内訳は農林水産施設災害復旧費4,032万6,000円の増額、土木施設災害復旧費 1 億6,097万2,000円の増額となっています。

14 款予備費2,154万2,000円の減額となっています。

以上が歳出の主な概要です。

予算書の 4 ページをお開きください。

地方債補正ですが、生活路線バス確保対策事業外 5 件の限度額等を表記し、地方債総額の限度額を 2 億8,940万4,000円としております。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第 47 号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第 9 議案第 47 号 平成 24 年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第 47 号 平成 24 年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 24 年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,725 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,063 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 12 月 18 日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 議案第 47 号 平成 24 年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の概要を説明いたします。

補正額は 1,725 万円の増額補正であります。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書1ページをお開きください。

4款国庫支出金49万円の増、5款療養給付費交付金376万円の増、11款繰入金1,300万円の増。

以上が歳入の主な概要でございます。

次に歳出の主な概要を説明いたします。予算書2ページをお開きください。

2款保険給付費1,843万円の増、12款予備費118万円の減であります。

以上が歳出の主な概要でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第48号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第48号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第48号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,630万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 議案第48号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

の概要を説明いたします。

今回の補正は、総額で143万9,000円の増額補正でございます。

歳入の概要を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

3款繰入金143万9,000円の増額でございます。

以上が歳入でございます。

歳出の概要を説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

1款簡易水道総務費143万9,000円の増額ですが、簡易水道一般管理費の増額によるものでございます。

以上が歳出の概要です。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第49号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第11 議案第49号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第49号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）平成24年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,788万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いたします。

- 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

- 副村長（山城清臣） 議案第49号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を説明いたします。

補正額は58万1,000円で減額でございます。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書1ページをお開きください。

4款繰入金58万1,000円の減。

以上が歳入の概要でございます。

歳出の概要を説明いたします。予算書2ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金23万9,000円の増、4款予備費82万円の減でございます。

以上が歳出の概要でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

（午前10時24分）

平成24年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成24年12月19日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成24年12月19日 午前10時00分)

散 会 (平成24年12月19日 午後12時38分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	山 城 均
副 村 長	山 城 清 臣	会 計 課 長	宮 城 博 俊
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 一 道	教 育 長	友 寄 景 善
総務課参事兼 係 長	大 嶺 実	教 育 課 長	新 城 寛
財 務 課 長	山 城 文 子	選 挙 管 理 委員会書記長	島 袋 一 道
住民福祉課長	大 城 武	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久美子
企画観光課長	島 袋 幸 俊	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松
産業振興課長兼 シークワサー振興室長	宮 城 豊		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 平 良 英 勝 議員

- 議長（金城 勇） 田嘉里区内の村道ガードレールについて、平良英勝議員。
3番 平良英勝議員。

- 3番（平良英勝） では一般質問をさせていただきます。

田嘉里区内の村道ガードレールについて。

田嘉里区内見里橋近くの村道ガードレールが腐食し、非常に危険な状態であります。早急な改修が必要だと思っておりますが、村の対応をお伺いいたします。

- 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） おはようございます。ただいまの平良英勝議員の御質問にお答えをいたします。

村におきましては、危険箇所や地域要望を踏まえ、道路交通安全施設の整備を交通安全対策特別交付金を活用し、年次ごとに改善を図ってまいりましたが、議員御指摘の箇所においては、ガードレールの腐食が著しく、特に支柱の腐食があり、ガードレールの設置目的を果たせない状況にあるものと思っております。早急な対策が必要であります。本年度におきましては、他地区要望箇所のガードレール等の整備を計画しており、当地区の対応としましては、緊急な措置としまして、支柱の部分取りかえや補強等を行ってまいりたいと思っております。

- 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 村長の答弁もありましたが、非常に腐食が激しくて、ちょっと触るだけで折れるんじゃないかなという状況でありまして、一日も早く改修、村長の答弁にもありましたが、今年度予算ではちょっと厳しいということではありますが、早急な緊急対策を講じるということではありますが、去る13日、告示の日に午後、担当課長の建設環境課長と職員が早速現場を確認しに来て、調べておりました。本当に御苦労さんでした。こういった早目にする事業は、早急に進めてもらいたいと思っております。特に向こうは村道でありまして、田嘉里入り口の主幹道であります。何かあった場合に、1カ所は道と畑の高低が4メートルぐらいあるんです、下まで。万一何か事故があった場合、ここに落ちたりしたら大きな事故につながりかねないと思っておりますので、この件について早目に、なるべく早目に対応をお願いしたいと思います。村長もう一度よろしくお願いたします。

- 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの英勝議員の再度の御質問ですけれども、我々としても非常に危険道というのは認識しております、今年度の予算措置では厳しいということがありますので、応急処置といえますか、緊急の処置をきちんとやりたいと思っております、できるだけ早目の対応を今後を見通しながら考えていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） ありがとうございます。課長もまたひとつ誠意を持って早急な対応をよろしくお願ひしたいと思っております。これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○ 議長（金城 勇） これで田嘉里区内村道ガードレールについての質問を終わります。

次に消火栓格納庫について、平良英勝議員。

3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 質問に入る前に字の訂正があります。消火「柱」となっていますが、「栓」でありますので、訂正をよろしくお願ひします。

消火栓格納庫について。

以前に消火栓格納庫について一般質問をさせていただきましたが、設置について、村当局の良心ある答弁をもらいましたが、いまだ改善、設置されていませんが、今年度中の格納庫の設置が予定されているのかお伺ひしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員の消火栓格納庫の御質問についてお答えをいたします。

村民の安全で安心な日常生活の確保のため、居住環境の整備をしているところであります。特に防火対策は村民の生命、財産を守る上から重要な課題であります。消火栓設置工事の財源を模索する中で年度当初は一括交付金を財源として計画しましたが、一括交付金事業では困難ということでありました。初期消火体制整備は先ほど述べましたとおり、村民の生命財産を守るという防災上の重要な課題であり、村単独事業として優先的に進めているところであります。当該工事は現在、設計が整い、工事に入る準備をしております。今年度中での格納庫設置を考えております。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 今年度中には格納庫の設置が予定されているという返事でありまして、ありがとうございます。ぜひ早急な設置をお願いしたいと思っております。実は、田嘉里のほうは格納庫が1つしかないんです。1カ所ですね、公民館の横に。中の器具、担当課長は確認したと思っておりますが、ホースもみんな穴があいて使えない状態です。それで2本しかありません。ノズルもパッキンがみんな腐食して切れて全く使えないんです、漏れてですね。ホースも、平成4年に入れたホースをそのまま、格納庫はその後に設置されておりますが、中の器具は平成4年のホースをそのまま入れられているんです、2本ですね。それでも2本です。何か、今まで何十年か、部落内に火災とか起こっておりませんが、万一、火災があった場合は使えないものを格納庫に入れて、いざ使うとなったらどうしますか。これは消火装置ですね、消防が来る前に区民が、だれがも使ってできるような態勢の消火栓でありまして、この間、何も使えなかったら消防が来る前に、家は完全に全焼しますよ。前にも一般質問で私、質問したんですが、こういったものは早目に、全く使えないものをただ格好だけあって、あった状態でやった場合、万一、

火災とか発生した場合はもうどうしますかということなんですよね。これを考えたら、本当に冷や汗をかきますよ。こういったホースとかを確認して、各部落格納庫にホースが入っていると思います。謝名城も1カ所しかありませんね、消火栓は謝名城は8カ所、田嘉里が16カ所ありまして、格納庫が1つしかないんです。だから村長の答弁にありましたように今年中にやるということでもありますので、あと三、四カ月我慢したらちゃんとしたものができると思いますが、ぜひあのホースだけは変えてもらいたいですね、早急に。ホースとノズルですね。冬になりますと乾燥もするし、火災の発生も多くなりますし、万一のことを考えて早目の取りかえをよろしくお願いします。もう一度、答弁をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 参事兼総務係長。

○ 参事兼総務係長（大嶺 実） ただいまの平良英勝議員の質問にお答えします。

ただいま、今、9月のほうで単独で補正を行いました。大宜味、根路銘、上原、津波は設計をしておりますが、予算が余ったものですから、田嘉里、謝名城、喜如嘉、各全部点検しまして、全部は予算上できないものから、一応、田嘉里6カ所、謝名城4カ所、喜如嘉7カ所を新しい格納庫とノズル、ホース等を準備する予定でございます。そして消火栓の口が65ミリで、ちょっと45度傾いているものから、それも直に、40ミリに絞ったものを整備する予定でございます。女性でも水圧に耐えられるような消火口を考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 参事のほうから答弁ありましたが、今年度でやるということでありまして、ぜひ参事、田嘉里のホース2本とノズルは早急に取りかえしてもらえないですか。あなたは同じ部落ですから、田嘉里ですから確認して、まずあのホースを入れて確認してみたらどうですか。全く使えないですよ。設置できる前までの措置でもいいですから、ホースとノズルを変えて万全な器具を置いてもらえないですか。よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 参事兼総務係長。

○ 参事兼総務係長（大嶺 実） ただいまの質問にお答えします。

平成19年度から平成20年度に向けて津波校区、塩屋校区はほぼ格納庫、ノズル、ホース等を全部整備して配置しております。その区長とも相談しまして、代替器で使用できませんかということで相談していただいて、1カ所、2カ所、今回工事するまでにかえのものを準備したいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良英勝議員の質問を終わります。

◇ 新城一智議員

○ 議長（金城 勇） 次に結の浜宅地分譲について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では結の浜の宅地分譲について質問します。

現在の分譲状況はどうなっているのか。また今後の分譲の促進をどのように考えているのか。2点についてお伺いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の結の浜宅地分譲についての御質問にお答えをいたし

ます。

1点目の現在の分譲の状況についてであります。昨年5月に第1次募集、7月から第2次募集を行ってきました。第1次では4件、第2次で4件、計8件が平成23年度に契約を締結し、平成24年度において3件の契約、合計11件完了しています。第1次の契約者の内訳は、村在住者3件、村出身者1件。第2次の契約者のうち、村在住者1件、村出身者1件で、その他は村外在住、村外出身です。近々3人の方が建築に取り組むという情報が得られております。

2点目の今後の分譲促進については、定住促進を推進するために必要な施策でありますので、ホームページ等で情報を引き続き発信していく一方、県庁や総合事務局等の行政機関へのポスター掲示を依頼、一心会等へのお願い等の情報発信強化を図っていきたくと考えております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 53区画でしたか、50区画のうちの11件が契約、3件が着工予定ということなんですけれども、やっぱりこの3件の人たちも野っばらみたいなところですから、風も強いし、3・11以来、やっぱり地震、津波、いろんな懸念も、心配もしながらやっていくだろうと思うんですけれども、何か販売する…、何ですかね。土地を販売して、買った方は住宅をつくるために借金もしてやるわけですから、今後、多分、この土地も買って住宅をつくるとなると、結構個人の財政面でも大変なところがあると思うんです。まずは何か建て売り、または側にアパート等が建てば、だんだん建てやすい環境に誘導できてくると思うんです。今後の分譲は村長の施策で定住促進も人口4,200名という4次構想の中にもありますし、いろんな販売の形をつくっていかないとと思うんです。ただ土地を売るだけじゃなくて、例えば借地で対応できるんだったら借地で対応するとか、村独自の売り方を考えていくとか。必ず100坪当たり三百何十万円の、すぐ、即にもらうということで販売するというより、もっと買いやすい何か方法が見つからないかなと常に考えているところなんですけれども、その辺も含めて村長はどう思われているのか。また担当課として、今後、結の浜の分譲のあり方、アパートも含めて、そういうものも何か予定とか、構想とかがあったらちょっと答弁いただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） ただいまの質問にお答えしていきたいと思っております。

まずこの定住促進団地、目的が定住ということは承知のところだと思います。この規定で村内に居住し、もしくは居住しようとする者で、みずから居住する住宅を建設するために宅地を必要とする人のために宅地を設けますという規定を設けております。そういうこともあって、さきの質問の建て売り、そういうものは今のところ、不動産目的の宅地ではないということも含めて、また買い戻し特約等もありますので、それとの関連性も含めて検討しなければいけないだろうと思っております。今のところ目的的分譲、さっき村長の答弁にもありましたとおり、情報等を発信しながら強化していきたいと思っております。アパートの話もあったんですが、最近、企業支援施設の入居者が決まりまして、近々職員の募集等もあります。また柚山のほうにもそういう提案が出ております。ホテル等もまたいい方向に向いていますので、そのあたりの従業員の住居、そのあたりを考えた場合にはやはり民間アパートというのは必要ということを感じております。それでその宅地分譲地内ではなくて、すぐそのエリア内にあります公園用地等を予定している場所があるんですが、700坪にはいかないんですが、そういう用地があります。結の浜には海浜公園、あるいはスポーツ公園等が整備される予定でありますので、あえてこっちのほうで

また公園を整備する必要があるかどうかというのも含めて、そのあたりに民間アパートを誘致するとか、あるいは公募して建ててもらおうとか、そういう方策は考えていきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 宅地分譲の規定など、なかなか不動産の売買というか、建て売りなどはそうなるわけですが、そこがちょっとそぐわない形になっていると思うんです。これを逆に変える方向で、もっと緩和して取り組んだらどうかという気がしています。また村長も実行委員として、旧庁舎のトーハキューエーが大きく、大々的に行われて、この清村 勉さん、風土建築家で有名な方ということで、そこでまた携わった大宜味大工という、金城組の金城賢勇さん、棟梁として当時22歳の若さで旧庁舎をつくったということで、シンポジウムのパネリストも建築家、設計者含めて、またジャーナリスト含めて、やっぱり思いを寄せる方々がいます。これを機に、そういう方々とも、例えば風土建築をテーマにして、今、宅地の分譲地にそういう方々と一緒に、また地元の業者と一緒に何か象徴的なものができ始めると、またさらに周りの分譲地も買い手がつくというか、求め手が多くなるというか、そういう形にもつながるんじゃないかなという気はしています。村長もそういう方々の話を聞いて、やっぱり思い入れというか、大宜味村に、本当に大宜味村を思っている建築者、設計者の方々の話も伺っていると思いますので、そういう方々も活用しながら今後、インパクトのある分譲というか、今まで分譲する規約じゃないですけども、範囲をもっと緩和してぜひ進めていただきたいと思います。進めることによって下水道のランニングコスト、負担あたりも軽減されますので、ぜひ5年以内ぐらいでは全区画が埋まるようなインパクトのある分譲の仕方をお願いしたいと思いますが、最後に村長の所見、見解を伺って終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま新城一智議員の御質問、御指摘についてお答えいたします。

確かに今、たくさん残っているものをどう処理して、解決していくかという方法として提起されたと思っております。そういうことも含めて、さっき担当課長からありましたように、アパート等も含めて、周囲の環境も含めていろいろ検討をするということでございますから、どうしたらより早く、多く売り出せるか、そういうことの条件をしっかりと下していけるようなことを考えていきたいということでございます。

○ 議長（金城 勇） これで結の浜宅地分譲についての質問を終わります。

次に平成25年度一般会計予算について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では平成25年度、新年度の一般会計予算について。

大宜味村第4次総合計画に基づく施策の推進、また地震、津波、防災をつけ加えさせていただきますが、また多様化する住民ニーズ等、さまざまな課題があると思います。そこで平成25年度一般会計予算について、村長はどのような編成方針を示されているのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の平成25年度一般会計予算に関することについての御質問にお答えをいたします。

平成25年度予算編成の方針は、11月9日作成して、12日に職員へ周知しているところであります。ま

ず1番目に国の動向と地方財政の状況、2番目に本村の財政状況を示し、3番目には予算編成の基本方針をうたって流しております。特に予算編成の基本方針の中で、大宜味村第4次総合計画及び過疎自立促進計画を念頭に、選択、優先づけの実施を基本とし、平成25年度重点事業を柱とした予算編成を行うこととしております。大変厳しい財政状況が想定されますが、行政サービスの低下を招かぬよう、限られた財源を最大限活用し、近々の課題に迅速に対応することとしております。また各課、室、局においても、村民目線あるいは現場目線での施策や事業の再点検をし、行政の果たすべき役割と責任を明確にした上で住民サービスの向上を図っていきます。また前例踏襲といった規定概念を廃止し、安易に新規増額の状況を行うことのないように、すべての事業をゼロベースで見直し、事業目的、効果等を検討、その事業の必要性や優先順位を見極め、事業のスクラップアンドビルドを推進していきます。さらに特別会計におきましては、安易に一般会計から繰り出しに依存することのないように流用することとしております。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 4次総合計画、過疎計画に基づいて優先順位でその事業をやっていくように方針をなされていると理解しております。ただその計画に基づくものだけじゃなくて、今、3・11から地震、津波、防災対策、村長の方針としてこういうものに早急に取り組むような指示がなされれば、各担当課もそういう取り組みがしやすいと思うんです。ほかにもあると思います、村で緊急にやらないといけないこと。やっぱり村民の安心、安全を守るために、これは村長の方針一つで、思い一つでそういう予算編成も可能ではないのかという、そうあってほしいという希望も持っておりますので、その辺も含めてやっていただきたいと思いますが、また隣村では補助事業なしの単費での事業はいけないよとか、厳しいそういう方針も長が出されてですね、やっている、取り組んでいるところもあるので、その辺も村長がきちっとした強い意志でもって、そういう指示をされれば各課の事業もより明確に分けやすいという判断材料にも多分なると思うので、特に村民の安心、安全を守るための地震、津波対策、防災対策についてはぜひ村長の強い意志で指示なされて、反映することが村民の安心、安全につながると思いますので、その辺を含めて村長はどうお考えになっているかお伺いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの御指摘でございます。

重点事業について、まとめを呼びかけしているところで、これから具体的に重点が入っていきますが、当然、その中から出てきたものは、さっきありました優先順位というのが検討されていきますので、その中で安全、安心という面からしても重要事業と言われることに、重点目標ということについてさらに詰めて、指示すべきことはきちんと指示していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 村長の強い意志で新年の予算が編成されることを本当に望んでおります。やっぱり国の政権も変わろうとしています。どういう事業が国の施策で行われるかもまだ流動的でありますけれども、国民、県民、村民を含めて守るということは、国も方針を打ち出しているわけですから、安心、安全を守るための予算は村長の指示のもと、強い指示のもとで確保していただきたいと思っております。また国、県の補助事業においてもいろんなメニューがあると思っております。そういうものを各課、どんなメニューがあるか、村の4次計画と、また過疎計画に合致する事業があるかということいろいろ頑張ってもらって、いい予算にしていきたいと思っております。なぜ聞くかということ、3月出た時期で判断する

というよりも、今聞いておいたほうが私たち各議員もいろんな見方が、その予算に対して見られると思いますので、ぜひいい予算がつかれるように頑張っていたきたいと思いますので、村長の強い決意をもう一度聞いて終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の御質問にお答えいたしますが、国の方針もこれからだと思いますが、国や県の事業も方針も受けながらですけれども、我々がやっぱり優先に考えることは、村民の安全、安心、そういう環境をどうつくり出していくかということが非常に大きな課題であります。これからさっき申し上げたようなことでまとめて進めていきますけれども、この時期に一般会計予算についての質疑が出たということは、我々にとっても一つの方向を見出す意見を聞く大きな機会になったと思っております、いい時点の質問ではないかというらえ方をしておりますので、これからもしっかりした予算ができるように、少ない予算の中でどう効果を上げていくかということでありますから、全部ということにはいかんと思いますけれども、できるだけそれに近づけるような予算の範囲で処理をしていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで新城一智議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に大宜味村教育の今後の展望について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 質問に入る前に、私はこの統合問題に関して、今回で5回目になります。これまで私がなぜ執拗に統合を反対するのかといううわさ話を耳にしたものですから、過去4回、この質問の中で、一度たりとも統合に反対するということを一言も言っておりません。なぜ4回、5回もするのかというと、このやり方の過程において疑問がたくさんあるものだから、納得するまでこの問題については追及していきたいと思っておりますので、ひとつ村民の皆さんよろしくお願ひしたいと思っております。これから質問に入ります。

大宜味村の教育の今後の展望について。

大宜味村立学校適正化総合基本計画（素案）も作成され、小中学校の一体化施設案が結の浜に新設する計画が提示されていますが、今後の教育に影響はないのか。また統合についてはどのような展開になっているのかお伺ひしたいと思います。

まずこの一体化の供用施設ですね、グラウンド、体育館、図書館、プールに関して、本当に供用で成り立つのか、問題はないのか。

2 番目に、送迎については説明でもスクールバス等を検討するというものでありますが、この下校時の対応はどうなるのか。

それと一番懸念するのが、小中学校を供用する中でいじめの問題、3 番目にですね。このいじめの問題に関しては簡単に返答をお願ひしたいと思います。これは去る11月23日に、皆さんも御存じだと思いますが、いじめの記事が出たんですが、去年1年間で7万件のいじめがあったというんですが、今年を再確認したら4月から9月まで14万件超という、もう半年で去年の倍近くの件数が出てきたと。この14万件の中に沖縄県は3,273件だったと。その中に大宜味村のものも入っているのか、その辺の返答だけでよろしいです。

あと統合についてはどのような展開になっているのか、お伺いします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

まず通告内容についての答弁から先にさせていただきますが、住民説明会の中でも説明してきましたが、村立学校における教育環境の適正化について、速やかな解決策を講じるとともに、あわせて幼稚園から小学校、中学校まで、総合的に見通した本村ならではの特色ある学校づくり、魅力ある学校づくりを推進することで、本村の将来を担う子供たち及び村民のニーズに対応したよりよい教育環境を整備していくための計画となっています。教育への影響についてですが、現在の各学校が抱えている問題を解決することで教育効果が高まり、小規模校が直面する課題を解決し、よりよい教育環境を整備していくための計画を今策定しているところであります。統合についてどのような展開になっているかということですが、今現在、計画案を策定しまして、来年1月末から2月にかけて再度住民説明会を行い、大宜味村立学校適正化総合基本計画を3月までに成案としてまとめていきたいと考えています。

それから質問がたくさんありましたけれども、メモしきれない部分もあるかと思いますが、供用施設等についてですが、体育館、グラウンド、プール等、これは今後具体的には計画が決定して、推進委員会等でいろいろ具体的な計画をしていくことになるかと思いますが、小学校、中学校、これは十分、小学校、中学校と供用して活用していくことは可能だと思いますし、施設管理の面からについてもそのほうが適切な施設の管理運営になるかと思っております。

スクールバスについても、これもちゃんとした計画ができた後で推進委員会等でより具体的に話し合っ、綿密な計画を立てていくことになるかと思っております。

いじめの件ですが、確かに中学校でも1件あったということ把握しておりますので、そのほうは県に行っているとは思いますが、ちょっと今、資料が確認できないので、はっきりは申し上げられませんが、大宜味中学校でもありましたので、それは行っているというふうに思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 小中学校の供用施設についての具体的な答弁がありましたが、そして送迎の問題、いじめの問題もありました。本当は今回それについて詳しく質問していくつもりだったんですが、もう今回はこの検討委員会の重要なものが議事録から見て、それを重点に、統合についてどのような展開になっているかというふうに質問していますので、それについて重点的にやっていきたいと思っております。今言った供用施設、送迎、いじめについては、また次回に詳しくしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

この統合ですね、大宜味村立学校の適正化総合基本計画、これはできていますが、9月の質問である方は大変すばらしいものができているということの発言もあったんですが、これは私から見れば、本当に、私もすばらしいと思ったんですが、私が言うすばらしさは、余りにもでき過ぎて、本当に飾りじゃないかなというぐらいの資料じゃないかと思うので、その辺をちょっと質問していきたいと思っております。

まず、9月の議事録、答弁書に従っていきますので、これは教育長が答弁したものをそのまま言いますので、これは私が質問、この那覇市の久茂地小学校の統合問題について、市の教育委員会が設置した学校適正配置検討委員会で第1回の資料から統合日程を目安として検討してきたという、この質問の答弁に対して、教育長はもう大体、それからこの中は中略して、途中から、それからこの検討委員会で最

初から統合ありきで話し合いがされていたのではないかという質問がありましたけれども、検討委員会には教育委員会が8名いますけれども、集まってもらって、皆さんが大宜味村の望ましい学校のあり方について話し合ってくださいということを最初に言って、最初から統合について、複式学級解消について話し合ってくれということは言うておりません。かえって検討委員会のほうから、メンバーの中から教育委員会はちゃんと統合について話し合っほしいとか、諮問してほしいという要望もありましたけれども、教育委員会事務局としては、特に統合とかそのものに的を絞らないで、全体的に、トータル的に大宜味村の学校のあり方を話し合ってもらいたいということからスタートした。ですから統合ありきでの議論はありませんでした。その中から今、大宜味村の学校が置かれている喫緊の課題というのは複式であると、複式解消を早目にしてやらなければいけないということで、複式について重点的に議論して、検討委員会のほうからも何も複式では限界があるということで、学校の統合が望ましいという提言を受け、教育委員会会議でそれを踏まえて、また教育委員会内部で調査、視察をして、この素案の決定に至ったということで御理解をお願いしたいと思います。こういう答弁があるんですが、これは私が、本当に第1回からこういった統合ありきの検討委員会じゃないかということで、この検討委員会の議事録を見させてくれということでこうしてもらいました。この第1回の議事録は何ですか、これ。これは読んでびっくりしましたよ。私が言っているのと全く当たっているじゃないですか。

まず最初、第1回目、平成21年11月12日、検討委員会集まりました。じゃあその中で委員長を決めた、副委員長を決めた、この会の中で委員長、副委員長を決めてすぐ事務局、友寄とあるのは、教育長ですよ、今のね。これではどう言っていますか。全体的に見て小学校の統合は必要ではないかと、こういう声を出しているわけですよ。その後に教育長が中学校の話をして、次の委員長、もうすぐ、方向性としては幼小中の一貫校みたいな形になりますが、そして次に事務局の教育長ですね、現在の教育長です。生徒数が減少する移転計画は、これは説明が難しいということで、これは単独の中学校の移転だと思うんですよ。そこに、次に委員長が統合するならどこに移転するか、問題となる。次の、もう本当にこれあきれてものが言えません。これは委員ですね、統合すべきではないか、そうするために尻をそろえるべきではないか。それで委員長の話。この検討委員会ではまず小学校の統合について考えていくことになるかと思います。統合がいいんだという方向性を出させて、地域で話し合いをして、懇談して、これで走りましょう。これ、村長もこれは読みましたか。複式解消するのがメインで、あとは場所のどうかという課題となる。これは複式解消という言葉はここ1カ所なんですよ、一番の問題は。あと次に続いて委員のコメントですね、複式には複式指導にメリットはないと考える。複式は半分の授業しか受けられない、不平等であるとか、もうこれを読むと本当に、もう悲しくて本当にものを言いたくないんですが、今だから先ほど言ったあなたの9月の返答、複式解消を早目にしてやらなければいけないということで、複式について重点的に議論して、検討委員会のほうからということでは言っているんですが、これはどこに複式解消について検討されているのか。もう第1回から統合やりましょう、統合するためにはどうしましょう、こうしましょうという話し合いじゃないですか、これ。今まで4回質問しても最初から統合ありきの話はやっていませんということで、あなた突っぱねたんじゃないですか。これ資料本当なんですか、これ。それを一番疑問に思うのは、第2回から短縮して、何の記事も書いておりません、中身が全くわかりません。一番疑問に思うのは、第2回の、これは平成22年2月23日の第2回、そこである委員から議事録の訂正をお願いします。複式を小規模に訂正、こんな簡単に、議事録を訂正を簡単にしているんですか。きょう私がこっちで言ったこと、何か間違っったことを次の議会で訂正しますと、

こんな簡単にできるんですか、これ、その辺。

だからこの素案ですね、教育長は前回もこの検討委員会の話し合いのもとでできたものと言っていましたね。最初からできているわけでしょう、これ。これは検討委員会の資料を見てもあなたたちがつくった統合案についてのこの資料を配って、これについての検討をやってきたことではないのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） ただいまの質問にお答えしますが、検討委員会の役割等について、ちょっと誤解がある…、誤解というか、ちょっと認識のずれがありますので説明させていただきますが、この検討委員会というのは教育委員会が独自に設置しまして、検討委員の皆さんに大宜味村立学校のあり方をトータル的に話し合ってもらいたいということで、検討委員会が決定したことについて、教育委員会は特に拘束されるものではありませんけれども、これを参考にしていくというスタンスの検討委員会ということになっておりますので、必ずしも検討委員会が決定したことが即そのまま教育委員会の行政に反映されるというものではありませんので、そこら辺は御理解をいただきたいと思います。

それから第1回から統合ありきの検討委員会になっているのではないかということでありましたが、私はその当時は事務局ということで、議論の中にかかわるわけじゃなくて、説明、事務局ということで委員の皆さんから求められたら説明するという立場にありました。確かに第1回の会合のほうからすぐ統合という議論はされておりますが、この議論が始まる前に、特に統合について議論してくださいということは事務局のほうから言っておりません。トータル的に議論してもらいたいということで、自由な雰囲気の中で、委員の中から話が出てきたのがたまたま統合、喫緊の課題ということで統合についてありまして、そこから統合の話が一気に、加速的に進んだということで、決して私のほうから、事務局のほうから統合について話し合ってもらいたいと言ったことはありません。現に委員の方からもテーマを提示してほしいという要望もありましたけれども、事務局としてはこのテーマについては提示しておりません。あくまでも委員の中から、話し合いの中で統合について話し合われたということです。

それと議事録の訂正ですが、これは委員の方から申し入れがありまして、ちょっと舌足らず、誤解を招くようなことがあったので、自分の意図しているところの発言ではないということがありましたので、これを訂正ということで、またこの議事録にちゃんと、このいきさつを議事録にも載せておりますので御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） じゃあ今回までに、第1回から統合についての検討、委員会の中で話はなかったということを教育長は何度も言っているんです。ただ懇談会、これを見ても何とというか、あえて言えば、3年前に政権とった党のあのすばらしい、いいことを書いたマニフェスト、全くそのままです。ふたを開ければ何もできない、このように着飾ったものは、本当にすばらしく書いてあるんですが、これは本当に検討してこのとおりできるのか。この検討委員会を持つ前に小中学校一体化も話し合いがされているわけです、これができる前に。もう最初からこういうことありきでつくられているわけです。この基本計画適正化。前にも言ったんだが、本当にこれは統合に関する総合基本計画ということで、本当は変えればよかったですよ、全くそのとおりですから、これは。そして議事録の訂正、本当に簡単にこういうことをやるということは、あなたたちがやっていることは信用できませんよ。これは幾つか、これからも訂正して出すかもわからないし、本当はこれ信用できるものじゃないんですよ、これ。これ

は大宜味村の学校の望ましいあり方、望ましいあり方、これは私が思うのは、この学校の一番望ましいあり方というのは、各校区に現在の学校が残ることが本当に望ましいわけです。望ましいわけですよ、これは。お父さん、お母さん、おじー、おばー、PTA、地域にしても近くに学校があればいいわけなんです。そこにこの検討委員会のメンバー、行政もしかり、あとはPTA、地域、いろんな組織を網羅してこの複式解消についてどうあるべきなのか、ぜひ解消してみんな頑張っていこうということで、汗水流して、どうしてもできなければいたし方ないんじゃないかというふう結論も出てくると思います。私もそのように思います。統合反対は絶対していませんよ、僕は。この教育委員会の努力の跡が絶対見えないものだから、その不具合なやり方でやっているんだから議論しているんだって、その辺どう思うか、今のこと。

あとはこの適正化説明会の中で、複式だったら何々が悪い、あれもできない、これもできない、これもできない。統合すれば、あれもできる、これもできる、いろんなことがよくなりますよ、こういう説明の仕方やっていますよね。みずからの、教育長は教育委員会としての複式解消に向けた策は何もとらなかつたとはっきり答弁しているんだから、なぜ複式学級で、まず最初に一番基本的な複式解消に向けての取り組みをしなかつたのか。本当にその辺が納得いかなくて何度も質問するんですが、もう少し皆さんが納得できるような統合の仕方をやらなければいけないということをつくづく思います。前回の質問にもあなたは拙速じゃないと言っていたんですが、これが拙速じゃなくて、何が拙速ですか。何もできないのに、拙速でしょう、これはあなたのやり方が。どう思いますか、これ。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 手法についてですが、先ほどから申し上げておりますように、検討委員会というのは教育委員会だけの考え方というよりも、やはり第三者機関、それを設けて議論するのが客観的に判断できて、計画を進める上で妥当だと、教育委員会内部だけでは村民の声を広く聞けないということで、検討委員会を設置して、そこで議論してもらって、その提言、報告を受けて、それを参考にして計画をつくっていくと、そういうことでこれは私は完璧とは言いませんけれども、これは必要な手法だったと思っておりまして、これを踏まえた上での計画を練っておりますので、これも大いに参考にさせて今回の案をつくらせていただきました。

それから複式解消についての取り組みということなんですが、これは学校編成法で国の法律、県の基準で決まっておりますので、これは人数によって複式なのか、単式なのかが決まりますけれども、複式の解消についてということですが、これは教員を1人配置すれば即複式解消ということになるのかとは思いますが、これは財政的な面、いろいろありますので、そう簡単にはいきませんので、複式の解消について私のほうから特にどうということは今のところは言えない状況であります。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま教育長の答弁で、これは複式は法に基づいた、法に基づいたと前回から言っていますが、じゃあこの適正化素案に、意見に、複式だったら教員の負担が大きいとか、教員のあれとか何とかいろいろ書かれていますよね。何でこれは統合の問題に関して僕らと教員と、これまで僕らは議論しなければいけないのか。教員とは協議会との問題でしょう。さっき法と言いましたから、これは教育基本法の9条（教員）法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず

研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。とちゃんとうたわれているんです。何で複式だからそこまで、じゃあかわいそうだねとかこういう気を配る必要があるのか。本当はかわいそうと思うんですけれどもね、もうそこまで法律、法律とあなたが言うものだから。教員は使命、この学校に赴任すれば、郷に入っては郷に従うという言葉があるじゃないですか。その学校の中身をちゃんと把握して、そこのそれに準じてやるのが当たり前であって、そこに問題が生じたときは何か教育委員会としてフォローするのが当たり前だと思うんです。最初から複式だからかわいそうとか、負担があるとか、それを議論する場ではないと思うんです。そういったものをみんな着飾ってたくさん書かれていますので、その辺をもう少しこの基本計画を検討してもらいたいと思っております。本当にこれから未来を担う大宜味村の子供たちのために、私たち全員が、この議場にいる全員が村のためにやらなければいけないという、心の、気の持ち方です。ある本から引用したんですが、こういう言葉がありましたので、これをお互い共有してぜひ頑張っていきたいと思えます。まず、心が変われば態度が変わる、態度が変われば行動が変わる、行動が変われば習慣が変わる、習慣が変われば人格が変わる、人格が変われば運命が変わる、運命が変われば人生が変わる、この人生を大宜味村に置きかえて、運命が変われば人生が変わる。お互いの大宜味村を思う心、その心、気持ちが一つギアチェンジして変えていけば、本当に素晴らしい大宜味村ができると思えますので、ぜひその方向でもっていきたいと思えます。

最後に村長にも一言答弁をもらいたいと思うんですが、この検討委員会の中で村の構想やグランドデザインは村長に示していただきたいというある委員の言葉もあります。長は大宜味村の長でもあります。教育委員会も尊重しなければいけないんですが、やっぱり大宜味村の長として、この方向性、どう思うということをはっきり示してやればこの検討委員会も、検討やりやすいなということをおっしゃったので、もう過ぎ去ったことなんですが、長としてどう思うのか、最後に答弁をお願いしたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま最後のところで、大城佐一議員の御指摘、御質問にお答えします。

ビジョンとか何とかということがないというのは、この委員会の中で話し合われていることであります。その報告とか提言とか、あるいはそこに意見を求められたということは村は受けていませんので、これについてとやかく何とも言えません。ただ教育委員会は教育行政をきちっと持っていますので、そこで進めていくということが基本的に大事なことで、村がこうあるからこのようにしなさいということには教育委員会の独自性というものにちょっと疑問がありますので、そういうことではなく。ただ、ビジョンとか教育方針とかというものは、ちゃんと計画の中で基本構想、計画の中に教育委員会の方向、方針というのがちゃんと示されております。それに基づいて基本計画というようなものもつくり上げられている。いわゆる第3章のところにあるわけですね、心豊かな文化の薫り高い村づくり及び基本計画の学校教育の振興、義務教育の振興の方針に基づいて、教育、この統合関係も進められているということですから、ビジョンがあるとかないとかという議論があつたかどうかはわかりませんが、ちゃんとここにビジョンは示されている、教育の方向は示されているものと理解をしております、教育委員会がさらに前進して頑張ってくださいということを期待をしたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで大宜味村教育の今後の展望についての質問を終わります。

休憩します。

(午前11時10分)

○ 議長（金城 勇） 再開します。

（午前11時18分）

○ 議長（金城 勇） 次に村の行政運営について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 村の行政運営について。

大宜味村第4次総合計画の後期基本計画も作成されましたが、村政における必要な基本目標を計画した中で、下記の事項についてお伺いしたいと思います。

風力発電関連の窓口対応について。

2番目に、農業振興における果樹の台風被害についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の村の行政運営についての2点の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の風力発電関連の窓口対応についてでございますが、平成20年度に企画観光課を担当課として取り組み、大宜味村地域新エネルギービジョンを策定してきました。そのビジョンに沿って、沖縄電力の風力発電設置を推進し、住民説明会等を企画観光課の主管で開催してきました。12月発行の広報紙で広報しておりますが、今後、風力設置建設中、建設後についても住民の意見等について企画観光課を窓口として沖縄電力へ迅速に対応するよう求めていきます。

2点目でございます。2点目は、農業振興における果樹の台風被害についてでございますが、御存じのとおり、今年度は三度の台風襲来により、果樹等の甚大な被害がありました。まず平成24年8月26日に襲来した台風15号は、大雨による園地内への浸水、土砂の流入等の被害がありましたが、果実の落下被害は余り見られませんでした。次に9月15日及び16日の台風16号では、倒木や枝が折れる等の被害があり、一部の園地では果実の落下や落葉もありました。また塩害と思われる症状も出始めております。さらに9月29日の台風17号では、前回の台風を上回る被害が出ており、倒木や枝折れが多数あり、これまでにない量の果実の落下がありました。また前回の二度の台風の影響により、木そのもの自体が弱まっているということもあり、被害は甚大だと予想されております。平成24年度のシークワサーの生産量は1,000トンを見込んでおりましたが、相次ぐ台風襲来により700から800トンまで生産量の減少が予想されます。シークワサーの推定被害は250トンで、加工用をキロ単価150円で換算いたしますと、約3,750万円の被害額が推定されます。またマンゴー、パパイヤ、パイン等については、ハウスのビニールがはがれる等の被害がありましたが、果樹の被害の報告は受けておりません。今後、村といたしましては、台風等の自然災害に強い農業の振興を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この風力発電関連の窓口対応ということで質問したわけですが、今の答弁によると企画観光課だということでありますけれども、なぜ、窓口といっても、役場全体的なこととも言えるんですが、村としても先ほども村長は住民サービスのためには職員のあれもやっていくということも言われております。この窓口対応は一番最初にお客さんと接する最初の対応なので、一番気をつけなければ

ばいけないことだと私は思っております。

まずこの風力についてですが、この風力については、はっきり言って賛成、反対とか、こういうことではなく、これに対する窓口対応ということでやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。せんだってある方から、11月中旬ごろ、あるうわさを耳にいたしまして、これはぜひ考えなければならぬところもあるということでやっていきたいと思ひます。具志川のある方が風力発電を設置する近くに自分の土地があると、工事をするのもわからなくて、工事をするための地鎮祭をするためにある業者から土地を貸してくれということで、初めてこの風力発電の工事があるということがわかったみたいで、道反対側ですぐ近くだということもあって、自分はこういうところに将来は住みたいという希望も持っていたみたいで、それで沖縄電力に電話してみると、窓口は役場だと。何か門前払いみたいな感じでやられて、そういうことで役場へ言ったら、役場に言って補償だったら沖縄電力だと。沖縄電力へ言ったら、2回目は、もう電話したら、こういうことだったら役場で話をしましょうと、二転三転振り回されているわけです。本当にこういう対応でいいのか。これはなぜこのことを言いますと、これは公文書公開条例に基づいて正式に請求した文書の中で、これは沖縄電力から村長あてに、平成24年6月19日に出された文書、風力発電設備の設置に当たり、設置工事運用に関しましては、村民、近隣住民の皆様から説明を求められた場合及び苦情を受けた場合には、貴村の協力を得ながら弊社において責任を持って迅速に対応しますと。こういう文書を沖縄電力に送っているわけです。そうしたら沖縄電力へ言ったら、役場が窓口だからとすぐ返されたと。じゃあこの文書は何なのか、沖縄電力は。これを回答として役場も平成24年6月19日付の沖電ケン発第16号において依頼のありました見出しの件について、御社の対応に理解いたします。今後とも御社に協力しながら当事業を推進してまいりますということで、これも返事も出されているわけですね。両方、近隣住民に十分、苦情を受けた場合には協力して、説明をするということを行っているのに、こんな門前払い、二転三転ということのやり方をやっています。そこに2回目に役場に来た場合には、そこは副村長も参加したみたいで、ある方も一緒に来たんですが、出してくれということで、この方はこっちから出てということで言われたみたいなんです。こういうことを、村民が苦情を聞きに来て、出なさいということで、こういうことを言うことはどういうことなのか、この人はこの地主によって同席したみたいなんです、こういう対応の仕方について、これはもう村長からお願いします、ぜひとも。こういう窓口の対応は村長から言ったのか、こういうふうにやりなさいと言ったのか、私は村長から答弁をもらいたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと2点目、果樹の問題に関しては、先ほど、私が果樹の台風被害と書いたために、本当は、この台風では本当に村内も農道災害とかいろいろ大変な時期ではありましたが、陰に隠れて見捨てられるような果樹もあるので、そこを重点的に言いたかったんですが、シークワサーもいろんな面で取り上げられて、カバーされてきたと思ひますが、今回、野菜、パイン、花等、いろいろ被害はあるんですが、何年前までですか、大宜味村では温州ミカン、タンカンの産地でありました。平成元年には、温州ミカンにしても300から350トン、タンカンにしても百二、三十トンぐらいの収量があったわけです。これは年々、2カ年連続で台風被害に遭っているわけなんです、特に温州ミカンに関しましては、去年の出荷が4トン200キロ、平成23年度の出荷実績が4トン200キロ、今年、平成24年度はもう終わって実績も出ています。9トン、やや持ち直してはいるんですけども。タンカンが平成23年度は、去年は1トン300キロなんですよ。今回の予想も、これはまだタンカンの、最近、二、三日前から出荷始まったば

かりで、指導員のもと、予想量を出してもらったら大体8トンだと。今こういう現状に来ているわけです、台風被害によって。そこを温州とタンカンに目を向けての対策はとられているのかということであるんですが、先ほど村長の答弁では果樹の報告はないと、これは調査をしなかったのか、その辺の答弁をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 今の風力発電について、一部を答弁していきたいと思います。

まず電力の対応については、こっちのほうでどうのこうのという立場ではありませんので、御理解いただきたいと思います。

たらい回しの話があったんですが、具志川の方ということもありまして、具体的になっていきますので答えていきたいと思います。まず役場に来たときに、企画のほうで対応しました。その中で最初のときはこの具志川の方からいろんな意見等、あるいは要望等も受けております。その中で答えられるものと答えられないもの、即答できるものがありまして、即答できるものは即答しているんですが、即答できないものは後ほどということもありまして、要望等を聞いてきております。その中で電力のほうに電話をかけたら、大宜味村でという話があったということで、こっちが対応してきたんですが、電力にたらい回ししたのではなくて、この方が電力のほうに電話していいですかということもありまして、こっちは補償とか、また土地を買ってもらいたいとか、そういう要望等もあったものですから、こっちで電力の考えを述べるということとはできないですので、電力に電話してくださいということで話しました。なぜ村が、さっきの文書で電力が窓口になってという話があったんですが、なぜ村が、役場が窓口になるかと言いますと、やはり役場としても土地を貸す以上、村民の立場になって電力のほうに要望等、村民の声、要望等を伝える立場にあるだろうということで身近にあります村が窓口になるということで、そのような対応をしてきております。今後も企画観光課を窓口にして、村民の声等があれば電力に伝えるし、また対応策等を要望していきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御指摘、御質問ですが、先ほど担当課長から説明があったようなことをございまして、村長として対応の仕方は非常に親切に、柔軟に対応するというのが基本です。そういう意味で、すべてについての対応の仕方としてはちゃんと親切に対応するようにということが基本であります。以上です。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） 大城佐一議員の2点目の農業振興における果樹の台風被害についてということで、議員御指摘の陰に隠れた品種ということで、温州とかタンカンの被害はどうなっているのかということでありましたけれども、議員の御指摘の果樹となると、やはり我が村ではシークワサーが基幹作物で、答弁がそういう答弁になりました。大変申しわけございません。先ほど古いときは、古くは350トンとか120トン、温州、タンカンが出されていたということなんですけれども、今はもう生産農家もかなり減って、議員が御承知だと思うんですけれども、かなりのトン数が減っていると。それに追い打ちをかけて今度の3回の台風襲来によって、また減収になっているということで、掌握している範囲内、これは確実ではないんですが、15号、16号、17号ですか、それでやっぱりタンカン等の被害の調査はJAも含めて調査結果は出ております。タンカンを含めましても6トン近い被害が出ているということで、あとはまた温州はちょっと掌握しておりませんが、被害の報告は受けております。た

だシークワサーだけを別に産業振興課としてはやっているわけじゃなくて、やはり議員が御心配されている果樹全般についても同じ品種の取り扱いでやっているわけで、今後とも台風被害に強い基盤整備といえますか、それも農家と一緒にあって啓発も含めて、今後、村としては一所懸命努力してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 先ほどの風力の窓口の対応について課長のほうからあったんですが、役場ということであったんですが、これは文書でちゃんと沖縄電力も責任持って、迅速に対応やりますということを行っているんですから、初期の対応として、役場に窓口であっても帰すんじゃないくて、じっくり十分理解できるような説明をしてから役場に行かすなり、そういった対応の配慮もしないと、人はみんな感情で生きている動物であるから、一言、言葉一つ間違えれば賛成のことも反対になるし、相当この最初の対応は気をつけなければできないと思いますので、その辺も沖縄電力に文書があるんだから、その辺はきっちり理解できるような対応をしてから役場に行かすような方向でやってもらいたいと思います。

あと2点を、これは確認したいと思いますが、先ほど言った、副村長がある方を退出ということは、これは間違いないですか。僕は聞いたことを素直に言っているんですよ、住民が言ったこと。これ地主がこっちに住みたいと言っているのに、道路がよくなって潤っていいんじゃないかということも言ったということを知っているんですが、その辺を間違いはないのか。どういうことで退出命令を出したのか、これは本当に人を見て物を言うのか、この資料を持ってきたんですが、これは日本国憲法の第15条第2項に、すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。ということがあります。第14条には、すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。ということを知っているんですから、人を見て対応するとか、そういうのはもってのほかなんです。そこを、任命権者として村長にこれはどうだったのか答弁お願いしたいと思います。

あと果樹の問題ですけれども、これはいろいろ話が課長のほうからあったんですが、これは農業の振興もちゃんと総合計画でうたわれているものですから、野菜、花卉、これは県の園芸振興課のある方と話し合う機会があって、聞いた話なんですが、野菜、花卉はいろんな補助事業の申請があるみたいなんです。しかし果樹についてはなかなか上がってこない。そういうものですね、一括交付金でもできるような話をやっておりました。今回はこの果樹に関しては台風被害、あとは追い打ちに鳥の被害、もうさんざんであります。本当に身をもって施設ができればこれはいいなというふうにつくづく感じたんですが、そういった面に対しての考えはこれから持っているのか。それとまた被害、相当な被害があるので、村としての、今堆肥も補助をいろいろやられておりますが、もう少し農薬等、いろいろ考えて、その辺の被害に対する助成とかは今後どのような方向に考えているのか、先ほど平成25年度予算の話もあったんですが、これに向けての話し合いをぜひ取り入れてもらいたいということでもあります。お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

○ 副村長（山城清臣） 質問にお答えいたします。

まず、副村長室に見えたときには、具志川在の土地の話でございました。風力発電に近い場所にあるので、土地の価額の低下があるのではないかという話でございましたので、土地所有者について私のほ

うで回答しております。土地所有者以外の方から質問がありましたので、土地所有者じゃないでしょうという話はしております。今、具体的に出ていけという話は、事実関係、事実として異なりますので、この辺は確認をしてください。

それから2点目に、その土地はゴルフ場跡地の利用等も含めて、観光エリアゾーンを形成したいということは考えていますということは申し上げております。その中で、地権者もよくわかりましたと、当初、地権者のほうは、私はこれではこの土地を村で買って来て、あるいは借りて来てという話もありましたけれども、この話が終わった後で、じゃあしばらく私は様子見ますということでお帰りになっております。あくまでもうるま市在の土地所有者の、土地の価額低下がどうだったかということの話をしたわけでございます、それ以外の質問は全くございません。ですから土地価額が下がるか下がらないかということで、私は当然、村長室に入りまして説明をしたところでございます。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの副村長の対応についての、任命責任者ということですが、これは任命というのはちょっと違うかなと思うんです。ただ、今副村長御本人から説明があったようなことでございますから、別にこういう間違いとか、そういうことではないんではないかと。事実関係を確認して説明したということですから、任命責任とかということには考えていません。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） では大城佐一議員の質問にお答えしたいと思います。

野菜、花卉だけを別にそういう手厚くやっているわけではなくて、やはりその果樹等に関しても一所懸命やっているところでありますけれども、それが行き届いていない部分があるかと思うんですけれども、産業振興課といたしましては、先ほど議員が言われましたように一括交付金の利用もどうかというのもありましたので、それも含めて、足腰の強い農業政策というものもやっていかないとはいけませんので、それも前向きに検討して作業をさせていただきたいと思っております。被害の補てんに関しては、査定等、かなり難しい状況であると思うので、今回の被害についての補てんは厳しいのかなというぐあいに思っていますけれども、今後、やはりそういう被害等があれば、何らかの措置というのは必要ではないかと考えております。

もう1点なんですけれども、台風被害というのはどうしても免れないことではあるんですが、その措置として、今回、少しやったんですけれども、台風襲来がある前に、もう本島に近づきそうだなというときとかは、やはり大宜味村のシークワサー産地振興協議会にJAも指定管理者の方も入っておりますので、ぜひそういう軽減するためにシークワサーの早目の収穫をして、少しでも被害を抑えられるような対策等を今後も進めていきたいと思っています。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

しかし私たちは、村民から聞いたことをストレートに村に問いただすわけでありまして、その辺は言葉の行き違いがあるかもわかりません。しかしこれを一つだけ、この窓口対応について確認したいのがあります。先ほど言った日本国憲法にある、この人を見てやるんじゃないで、ここは人を見てやっていなかったのか、人を見て退出とかこう言ったのか、その辺先ほど話があったんですが、そこも入って

いたのか、その1点を確認したいと思います。

最後にこの窓口対応について、あと別な、全体的な対応なんですけど、地元の人からこういう話に来て、窓口へ行って対応したんですが、この対応したのが、合図はしたんだが、この担当は奥のほうに立っていてなかなか来ないと、待たされて、合図して初めて対応しに来たと。あと1点は、これは村外、中部から来た人で、窓口は、窓口といっても1階なのか、2階なのかはちょっと聞いていないんですが、対応したらなかなか来なくて、大声を出したらやっと来たと、その辺の対応を今後どうするのか、その辺は最後に、これは村長からお願いしたいと思います。

あと農業振興については、本当に、今課長のほうからいろいろありましたが、大変な時期ではありますけど、ぜひ村のかつては潤ったタンカン、温州の再生を目指していくような手助けができるような方向に持っていかれたらと考えております。後継者も大変不足して、今補正でも出されている人・農地プランの新規就農のいい取り組みもありますので、ぜひ後継者が安心して農業を引き継ぐことができるような体制ですね。私どもがあなたミカン引き継ぎなさいねと言えませんよ。第一、やればやるほど赤字になるものだから、こういう赤字になるものを人にやりなさいとは言えませんよね。ぜひ安定した収入が得られるような農業の政策をしっかり考えてもらいたいと思います。人・農地プラン及び今年から振興室の嘱託員の給料も六、七万円ぐらいアップされております。これはいろんな方面で多角的に活躍してもらったということでアップしていると思いますので、いろんなものを活用しながらぜひ大宜味村の農業、野菜、花卉、パイン、サトウキビ、農家も大変少なくなっておりますので、ぜひ活気あふれるような農業ができるような政策をお願いして終わりたいと思いますが、最後に村長、先ほどの2点をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほどの窓口対応について、人を見てという、そういう差別的なことは全くないと思います。中身によってということですから。

そして全般の対応の仕方がちょっとよくないんじゃないかという御指摘がございます。それはまた再度職員のほうに喚起したいと思います。特に窓口については、親切にわかりやすく説明するように、いつも笑顔でということはお互い確認し合っているところがございますが、何かの都合でということもあり得るので、再度喚起していきたいと思います。

農業振興は、所得、いわゆる農家の皆さん方が潤いが出るということが大事で、その何と申しますか、災害被害等あった場合のことについて、さっきから言っているように、こういう被害に強い農業というものをどうつくるか、どう目指すかというような方向をさらに担当課を中心に検討させていきたいし、取り組んでいきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 前田 孝 議員

○ 議長（金城 勇） 次に謝名城大川の堤防改修について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 謝名城大川の堤防改修について質問をいたします。

本河川については、去る3個の台風被害の後で、村当局は現地を踏査されて現状は認識されていると思いますので、お伺いしておきます。

その河川で堤防の決壊、崩落、氾濫が数カ所で発生しておりまして、農作地への水害もあり、耕作をやめた方もおります。去る臨時議会において、これは11月11日の臨時会なんです、応急措置のための予算化はされております。しかし本河川は昭和30年代に堤防の石積み工事が行われておりまして、大分年数がたっておりまして、老朽化しております。そしてその時代には松ぐいでやった根固め工というんですか、その部分がむき出しの状態となっております、いつ崩落が起こるか懸念されております。それで本河川の全面改修が不可欠と思いますが、村長の見解をお伺いいたします。

また、過疎地域自立促進計画に本河川の整備事業を追加する考えはありませんか、あわせてお伺いをいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の謝名城大川の堤防改修についての御質問にお答えをいたします。

御存じのとおりであります、本村には県管理2級河川の田嘉里川、大保川を初め、多くの河川があります。しかしながらほとんどが旧来の工法により整備された箇所や未整備であり、洪水等への災害対策が施された安全で、また地域の憩いの場としての河川整備が今のところ望まれています。去る度重なる台風襲来においては、記録的な豪雨も伴い、村内至るところで河川や道路等に甚大な被害がありました。謝名城大川におきましても、河川の氾濫や崩壊による被害が発生しております。状況を見ますと、中流から上流域における旧来工法や堤防、自然河川の部分で樹木の倒壊や根からみの影響もあるものと思われまます。議員御指摘にあります本河川の全面改修の必要性につきましては、本河川のみではなく、村内他河川も含め計画を検討する必要があるものと考えております。なお、現時点におきましては、被害箇所の部分復旧により、河川の維持機能を守るとともに、農地への被害を抑える対策をしております。

2点目の過疎地域自立促進計画に追加する考えにつきましては、河川整備は過疎地域自立促進特別措置法による対象事業外であり、現時点におきましては計画を追加するという考えはしておりません。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 必要性については十分認識されているということではありますが、これは過疎法の適用外だということであれば、普通河川は村の当然ながら管理下なんですね。そうしますと、その河川の整備については村単独でやっていかれるのか、これは非常に距離も長いですし、莫大な財政が必要だというのはわかっているんです。そこで年次的にでもやっていくような方法も考えていかなきゃならんんじゃないかなと思うんです。一気に恐らく無理でしょうと。そうすると過疎法でなければどういった事業、どういった方法が考えられるかということになりますと、それは村単独事業ということしかもうならないでしょう。あと頼るところは起債じゃないかということで、財政的にはそういう考え方しか来ないんですが、どのような方法をお考えでしょうか、お伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、村内の田嘉里川、大保川以外につきましては、すべて普通河川でありまして、法定外公共物という位置づけになっております。法定外ということは河川法とかも適用されないような

部分になっております。これが以前までは県の管理としてありましたが、平成16年度に法定外公共物として村に移譲されておまして、今現在、村管理として扱っております。そこで、先ほども申し上げましたように、河川事業につきましては1級河川、2級河川が原則としての補助対象事業となっております。それを補う方法としまして、準用河川という河川の規定がございます。準用河川につきましては、1級、2級河川以外の普通河川についてですね、2級の河川の規定に基づく、準用するという事で村長が手続をしまして県の指定を受けるといふ、いろんな手続を踏まえての準用河川という方法をとって補助事業のメニューに乗せるような形のごとがございますが、現時点でその方法を、明確な方法を調べている段階で、その謝名城川、また他の河川が準用河川の規定に合うのかどうか、そういうことも調べながら、また先ほど申し上げましたように普通河川ではそういう単費の事業しか方法がないということがございますので、その部分的な年次ごとの計画が可能なのか、そういうことも踏まえて、村全体の河川の計画を策定しながら、現時点におきましては、今実際行っておりますように部分的な補修とか、また部分的にここの措置をしなければ災害が起こるといふような部分を事前に把握しながら、部分的な改修を心がけていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 全面改修のところについては言及がないんですが、決壊したところなどの部分改修なんだという考え方なんですが、今のお話はね。普通河川、準用河川、私もそれは知ってはいるんです。ですが、河川整備についてはこれから検討していくということなんですが、これでは非常に手おくれなんですよ、皆さんね。先ほど村長のほうが答弁の中でちょっと読み上げておりましたけれども、過疎計画、これの20ページ、ちょっと読みますよ。（6）として、その他河川とあります。現状と問題点。本村には2級河川の大保川、田嘉里川を初め、大小16の河川が東シナ海に注いでいる。部分的には河川改修事業が行われ、憩いの場として活用される。しかしながら多くの河川が旧来の工法の不備や未整備であり、今後は住民の憩いの場として整備を図るとともに、洪水等の災害対策が施された安全な河川整備が望まれるとある。後からその「望まれる」の文言についてはお話しします。その対策として、本来の河川生物が生息し親水性のある整備を推進し、地域住民の憩いの場となり、さらに安全性の高い河川再生整備を推進するということでもあります。望まれるというのと、推進するという事でここにうたわれているんですが、平成22年度から平成27年度までの6カ年のこの計画の中で、事業に1つも出てきておらないという。それは結局は、今過疎法では適用外でしたよということのお話なんです。そうしますと、この過疎計画ではそういうことを書いてあるんだから整合性ないんじゃないですか。そうならば、別の段階できちんとやるような方法論を持っていかなければならないんですよ。望まれるというのは、事業計画なわけですから、私は消極的な表現だと見ているんですよ、これ。推進を図るとなればね、図るとなればまだわかるんですよ。じゃあ過疎法の適用外であるんですが、その他として河川の整備というのは皆さんがうたっているということですか。そこに文言書いておけば格好がいい、それだけの話なんだろうが。そこが過疎法と河川整備のものの整合性はどうかということが出てくるんです。計画を立てるからにはやっぱり、それとの整合性もきちんとやらないと、ただ出せばいいのではちょっと疑問になると思うんですね。この河川ですね、現在も皆さんおわかりのように、大木になって茂っているんです。それが倒れてくると、もう恐らくせきどめされて大変なことになると。早急に伐採等、いろいろなものもやらなきゃ2次災害が起こってからでは遅いですよ。予防ということを皆さんよくおっしゃいますから、予防のためには何をやればいいのかということ、もう現場見てみれば一

番わかると思います。親水性の話もここにうたわれているんですが、私が小さいころはそこでカニをとったり、エビをとったりして泳いだりして、その時代はプールがない時代ですから、川で泳いで泳ぎを覚えているんですよ。今の子供は川で泳ぐこともできないし、非常にかわいそうだなという観測もしますよ。川遊びが十分できないものですから、だから親水性に富んだ河川の整備ということは、大変望まれております。今から河川整備の計画をやるということだったら、これは行政大変ですよ。それだけの河川があるということはわかっているんだから、2級河川は県がやるからしょうがないでしょうけれども、村の管轄下にある河川の維持管理をどうするかということは、今からじゃない、もうつくってなきゃなんですよ、こういうのは。それを強く申し上げますけれども、本当にこの整備については、この河川だけじゃないです、ほかの河川だけじゃないです。それみんな同じ考え方を持っていると思うんです、地域の方は。ぜひ河川整備については早急に取り組んでいただきたいと思います。ひとつそれをお約束できますか、それをお伺いして質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） 先ほどの過疎計画についての説明をさせていただきたいと思います。

本来ですと、過疎自立計画につきましては、過疎自立計画整備促進法に基づいた対象事業を上げるという本来のことなんです、河川整備の重要性等、そういったものをかんがみまして、法の改定等、そういうものを期待しながらということで、現状と問題点、その対策は載せておく必要があるだろうということで載せさせていただいております。この辺につきましては、十分な説明不足で実施できるものというところもされる部分もございますが、そういうことで河川整備の重要性ということであえて載せていただいております。そういうことで議員御指摘のように、この河川整備につきまして全体計画、整備計画につきましても着手等、そういったことおこなっていることは重々承知しております。そういうことおこなっているものをこれから取り返す意味でも十分な村内の河川の把握を行いながら、一日も早い整備に持っていきますように整備計画を着手していきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま担当課長から御説明、御答弁ありましたけれども、この河川の具体的に出ました、さっき提案がありました大木と処理、これほどこの川を見てもずっと伸び放題になっているという実態は見て、特に今度の去る台風の後に回ってみてこういう感じで痛感しておりますが、先ほど担当課長からありましたように、早急といいますか、具体的な処理はすぐできないにしても対応を考えなければいけないということでございます。できるだけ川は、先ほどありました憩いの場になるような、そういう方向も持ちながら整備を、具体的な計画をこれからしっかり考えていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 平 良 嗣 男 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に旧診療所敷地跡地利用と福祉について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

旧診療所敷地跡地利用と福祉についてお伺いをいたしたいと思っております。

昭和49年8月30日開所以来、我が村にとって、村民は診療所があるがゆえに安心感があつたものと思っております。また多くの村民を初め、他村よりも多くの方々が利用していたものと思っておりますが、施設の老朽

化により現在の結の浜地内に移転をして、開業をしているが、旧診療所敷地をどう活用する予定なのか、下記の点についてお伺いしたいと思います。

1 点目に、平成24年8月29日付で社会福祉法人一心福祉会より、旧診療所の跡地借用についての要請があったと思うが、その後の経過についてどうなっているのかお伺いしたいと思います。

2 点目に、また要請に基づき、借用できる期日はいつごろになるのかお伺いしたいと思います。

3 点目に、現在、在宅サービスの通所介護を利用しているお年寄りの方が多いが、その利用者は何らかの認知症を患っている方がほとんどであることを考えたとき、予防に福祉の力を注ぐ必要があるかと思うが、どう考えているのかお伺いをしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の御質問にお答えいたします。

3 点ございますので、順を追ってお答えしたいと思います。

1 点目につきましては、平成24年8月9日付で社会福祉法人一心福祉会より旧診療所の跡地借用についての要請が文書によってありました。また他団体からも同様な要請があり、一心福祉会には口頭にてその旨を伝えているところです。要請の内容を含め、検討の必要性を痛感しているところではありますが、具体的な方針はまだ決まっておりません。平成22年12月定例会におきまして、御存じのように平良英勝議員の一般質問に対する回答で、地域の要望に対し、積極的に検討したいという答弁を行いました。他の村有地も含めて土地の有効活用について早急に協議の場を設けて結論を出していきたいと思っております。

2 点目につきましては、先ほどの1点目と変わりが、具体的な跡地利用を早急に検討していくと考えております。

そして3点目につきましては、通所介護を利用している方は主に要支援1、2、要介護1、2、3が対象となっており、現在70名が週2回ほど利用している状況にあります。認知症につきましては、根本的な治療方法は確立されておきませんが、通所介護サービスによる食事や入浴、健康チェック等を受けることにより、状態の維持、向上を図り、認知症進行の防止につながると認識をしております。今後の対応、対策といたしましては、福祉施設で実施しているデイサービスと村社会福祉協議会に委託して公民館で実施しているがんじゅう教室を活用し、介護予防事業を充実させ、介護度が上がらないように対策をしていきたいと考えておきまして、御指摘のとおり、今、予防というのが大事だと思っております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど1点目の件について、村長から前回の平良英勝議員の質問に対する答弁が先ほど申し述べられましたが、私はそのときに、私の聞き間違いなのかどうか分かりませんが、村長は地域の福祉に寄与すると、その土地を、そういうことを言ったような覚えが、私は覚えているわけですが、その敷地を、ほかからもあると、今村長の答弁にございました。今、1点目の要請はなぜあるかということ私を私が調査した中で申し上げますと、デイサービス事業を行っているデイサービスやんばるの現在の登録数は最大で33名おります。一日平均29名から30名の利用者があるわけですが、昨今のニーズの増大に伴って、今年の8月より3名増の登録申請を行っているようであります。現在の室内の環境も、使用面積も大変狭くて、利用者がゆったりして休める場所の確保が困難な状況であるというようなことがあります。やはり地域の身近な場所に通所介護事業所、グループホーム、事務所があっ

て欲しいという切に願っているようでありますが、特に喜如嘉校区、大宜味校区においては時間的な面からもやはり身近にあることが利便性を考えると大変いいんじゃないかというようなことから考えて、やはり今の旧敷地を利用したデイサービス事業ができないものかというようなことで、結局は一心福祉会としては要望しているわけでありまして。そこで今現在もお互いの村内の皆さん方が、国頭や名護市を使って利用している方々がたくさんおります。そういう方々も含めてどれぐらいの方がおるのかということを担当課として把握しているのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

そしておのずから2点目の件については答えが出ると思っていますので、そこら辺はいいとして、現在の在宅サービス、これを私が調べたところ、これからの高齢化社会では避けて通ることができないのが日常であると言われておりますが、65歳以上の10人に1人、または85歳以上の4人に1人になると言われております。これは老人だけじゃないですよ。若者でも、若年層も今認知症になるような状況にあると言われております。だれもがかかる病気と言われていんですが、厚労省が認知症対策を今年度の施策として打ち出しているんです。やはり認知症の人はだれでも、住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指すことが明記されているんです、厚労省のホームページを調べてみますと。そこで現在、在宅サービスの通所介護を利用しているお年寄りの方は何らかの認知症を患っている方がほとんどであるようで、通所介護の目標である閉じこもりを解消して認知症の予防や悪化の防止に効果を発揮するのが望ましいということがあります。そこで最初の1点目に関連して、デイサービス事業というのは予防に対して必要じゃないかと思えます。今は予防というのは、今ミニデイとかいろいろやっております。そういうことも大いに必要でありますけれども、今、本土のあるところで、食に対して、食で予防を行うと、味覚を感じさせる。今はそういう施設の中においては、ミキサーで砕いて食を与えたり、そうするものだからこの時期時期のもの味がわからない。例えばミキサーの中にブレンドしてやるものだから、その時期的な味覚が全くわからないという。ミカンであろうと野菜であろうと、そういう時期時期のものがわからない。そこである人がやったのは、その時期のものを的確にその時期に食事を与える、食感を与える、そういうようなことをして予防をするというようなことが始まっているところがあります。そういうことをもろもろ考えた中で、後でお伺いしたいんですが、どこから、ほかのところからも要請があると言いましたけれども、そこら辺は後で聞きたいと思えますが、私は、この社会福祉事業を行うには、やはりちゃんとしたところに借用させたほうが一番村としては、管理面から見てもいいんじゃないかと思っております。今、社会福祉事業というのは社会福祉法の第2条の中で、第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業がありますね、今デイサービスというのは、結局は今の第2種でありますから、これは何といいますか、NPO法人、または土建業、有限会社、そういう皆さん方もできるわけです。第2種の経営主体というのは制限がないわけです。いわばすべての主体が届け出するだけでできる。そういうことからすると、今申し上げたNPOとか土建業、有限会社等ができるわけです。そうすると村有地の管理面からいくと、やはりちゃんとした第1種の福祉事業を行っている法人格、そういうところに任せたいほうが一番村としてもいいんじゃないかと私は思っているわけです。皆さん御存じのように、第1種というのは個別法によって保護施設並びに老人ホーム、または特老ホーム、これは行政や社会福祉法人に限定されているわけですね、1種を行う中においては。そういうことを考えると、1種を行ってちゃんと経営が安定しているところ、そういうところに土地の借用をさせたほうが一番いいんじゃないかと。また大宜味校区、喜如嘉校区の皆さん方の利便性もいいし、今、村内外、国頭村、そして名護市にお世話になっている皆さんがたくさんおります。そういう方もたくさんおるわけで、

ニーズがものすごくあるわけです。そういうことから考えると、やはり喜如嘉、大宜味校区にもそういうものをつくっていただいて、安心してその皆さん方が通える場所、そこら辺を活用させたほうがいいんじゃないかと思っておりますが、村長の御答弁をお願いしたいと思います。先ほど、ほかからもあるようではありますが、具体的にどこからそういうような要請があるのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 先ほどの嗣男議員の質問に対しまして、村外へのデイサービス等の利用者については、実際、今のところ数的に把握できていない状況です。ただその利用者の該当者が、去年の数字で約170名から180名ほどいます。現在、やんばるの家のデイサービスに通っているのが1日当たり25名から30名ということで把握していて、やっぱり多くの方々が村外に出てデイサービスを受けているというのがあるんですが、ちょっと実数が把握できていない状況です。以上です。

すみません、他の団体からの要望ということなんですが、福祉課を通してということではないんですが、今現在、跡地を、喜如嘉芭蕉組合ですか、そこから口頭でもって要請があるということをお伺いしております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 平良嗣男議員の先ほどの御質問にお答えいたしますが、先ほど言いましたように、そういう要望もあると、地域関係でのそういう要望もあるし、また御指摘の利便性とか法人施設等というお話もございまして、よく理解はできますけれども、そういうことも含めて、その場所ですね、場所やその地域の利便性等も含めて、再度、全体のものを見直しながら、ここにありますように協議を早目に進めて確定をしていきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今、行政としては芭蕉工房からの要請もあるというようなことですから、芭蕉工房も伝統的な文化財であるし、これは必要なものでもございます。しかしながら前の英勝議員の一般質問に対しても、福祉に寄与したいというような村長の意向がありますので、そこら辺からいくと、私はどうしても福祉関係も充実していただきたいと思っております。特に今はどちらかという、みんな、いわば津波、あの一带に集中しているんですね。それから考えると、やはり大宜味、田嘉里校区にそういうふうな事業所があってもいいんじゃないかと思うんです。そうすることにおいて、この校区の皆さん方がその地域でデイサービスを受けるのは、ほかの知らないところに入ると全然違うわけですね。そういうことからいくと、校区の皆さん方がそこにいるとすんなり入っていけるわけです。そういうことを考えると、やはり喜如嘉校区、大宜味校区の皆さん方の利便性も考えながら、他村からも、国頭村からも引っ張れるわけですから、そこら辺を考えると喜如嘉校区のその場所、診療所跡にこういう施設ができれば一番望ましいと思うわけです。今、検討中ということなのか、これはいつごろ行政としてその回答を出す予定なのか、そこら辺をお持ちだったらお伺いしたいと思います。

また福祉課長は福祉の専門ですから、勉強していると思っておりますが、厚労省が平成24年6月18日に認知症対策の方針を出しているわけです。その中で平成25年から5カ年間の間で具体的な計画を厚労省が作成をして、そして予算要求も認知症に関することで行っているわけです。そういうことから行政としてもやらなければならないものが出てきている。出てきていると思うんですよ、予防に関するもの、それはいわば認知症の方々の家族に対する支援とかいろいろなものが出てきていると思うんです。その要項をみんなで持っているはずですから、その中で行政がつくらなければならない、いわば認知症対策の

策定もしなければいけないと思うんですが、今後、福祉課としても、村として、その村認知症対策をどのようにして行っていきたいのか、これは認知症を抱えている親というのは、家族というのは、自宅で見るということは大変難しいんですが、厚労省の今後の方針の中には自宅でみんな本当は、在宅でもっていききたいというのが厚労省の方針なんですよね。または在宅で助成を行っていただくと、そういうような方向性できている。しかしながら現実には難しいもので、だから家族に対するいわば支援とか、そういうもろもろが今後行政、福祉課においても考えていかなきゃできないものが出てくると思います。その施策もつくっていかねばいけないと思います。そういうことで今後大変御苦労なさるだろうけれども、行政として再度認知症の対策について、または先ほど申し上げたその跡地利用の期日等、そこら辺がどうなっているのか。いつごろ回答が出るのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 先ほどの認知症に関することなんですが、やっぱり施設の利用、これは特に在宅サービス、通所サービスが行えるデイサービスも、今現在、施設で行っているのがいっぱい、いっぴいの状況ではあるんですが、そういったものを十分活用といたら表現悪いかなどは思うんですが、施設にお願いできるところは施設にお願いして、それとまた地域でできることですね、主に現在、社協に委託している公民館でのがんじゅう教室とかを充実して、認知症の対策というのは一番先に外に出てもらって活動することが一番大切などところがありますので、今、公民館でやっているがんじゅう教室についても、今のところ人数的にまだ呼びかけたら集められるところがあるかなというところもありますので、平成25年度に向けてそこら辺を重点的に進めていきたいと思います。それとまた家族に対する支援等も包括支援センターとかを十分活用して行っていきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） さっき、またありました跡地利用の時期ということですが、いつまでということは今確答できませんけれども、できるだけ早い時期に対応できるような関係者の協議を持っていきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 即答はまだできないようでありますけれども、御検討を願いたいと思うわけですが、やはり長としての福祉に対する、福祉推進を行う中において村長がどのように思っているかというようなことが重要でありますので、そこら辺を村長の考えの中で結論を出していただきたいと思っております。これは早目に、相手方も待っているわけですから、そこら辺を行政としても検討していただいて返事をしてもらいたいと願っております。

それから今後の認知症の取り組みについては、厚労省が出しているこのあれから1点だけ申し上げますけれども、認知症に当たっては、住民にとって最も身近な、基礎的な自治体である市町村、お互い市町村の果たす役割は大変大きいと言われているわけです。高齢者の数や地域ごとの特性等に応じて、各地域で認知症の人への支援体制が構築されることが重要であると。そのためには積極的に取り組んでいかなければいけないだろうと。これは国も都道府県も支援するということがありますので、そこら辺も、認知症は病気というふうになっておりますけれども、これは我々もいつこういふふうになるかわかりませんので、その認知症対策も予防に対して、皆さん方も多忙ではあると思うんですが、ひとつ頑張っても

らいたいというふうに要望して終わります。

- 議長（金城 勇） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
お疲れさまでした。

(午後 1 2 時 3 8 分)

平成24年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成24年12月20日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成24年12月20日 午前10時00分)

散 会 (平成24年12月20日 午前10時24分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	山 城 均
副 村 長	山 城 清 臣	会 計 課 長	宮 城 博 俊
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 一 道	教 育 長	友 寄 景 善
総務課参事兼 係 長	大 嶺 実	教 育 課 長	新 城 寛
財 務 課 長	山 城 文 子	選 挙 管 理 委員会書記長	島 袋 一 道
住民福祉課長	大 城 武	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久 美 子
企画観光課長	島 袋 幸 俊	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松
産業振興課長兼 シークワサー振興室長	宮 城 豊		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	承認 第5号	専決処分の承認を求めることについて	質 疑 付 託 省 略
2	承認 第6号	専決処分の承認を求めることについて	質 疑 付 託 省 略
3	議 案 第45号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例	質 疑 委 員 会 付 託
4	議 案 第46号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	質 疑 委 員 会 付 託
5	議 案 第47号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 案 第48号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 案 第49号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委 員 会 付 託

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎承認第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、承認することに賛成方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎承認第6号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第2 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可

決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎議案第45号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第3 議案第45号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) この法律の改正が3月31日という説明がありましたけれども、4月1日からの施行のようですね。この条例改正に伴って、大宜味村にはまだその対象がないからということで今回提出されていると思うんですが、もっとこれは法律改正したら対象があるなしにかかわらず、法律の改正があるわけですから、もっと早目にこれはできなかつたのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長(金城 勇) 財務課長。

○ 財務課長(山城文子) 前田 孝議員の質疑にお答えします。

これは4月1日に国が施行しているんですが、県が基本方針、基本計画ですか、それを7月につくって、私たちもそれにならって大宜味村が、沖縄県全域が指定されたということで、その後からみんなやっています。前々から持っている地域は16地域ですかね、前は。その方たちは4月1日に改正しているんですけども、私たち新たに組み込まれたところは、ほとんどがそうですね、7月以降に県が策定した後につくっています。

○ 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第46号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第4 議案第46号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) それでは10ページの2款1目18節備品購入費9,098万2,000円の減になっていますが、これはなぜなのかとと思っているんですが、これまでの説明の中で戸別受信機が入るということで、

大変これはいいものだとということで喜んでいたんですが、これはその原因はどういうことなのか説明を伺いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） ただいまの質疑にお答えいたします。

戸別受信機整備事業の見直しの理由といたしまして、これは平成23年3月11日に起きた東日本大震災の際に、戸別受信機が作動しないケースがあったということがありました。原因のほとんどが戸別受信機の管理不足、電池の液漏れとかアンテナの老朽化等でございました。戸別受信機は役場からの一方的な送信のため、実際、作動しているかどうかの確認ができません。また耳が不自由な人では情報伝達が難しい面もあります。今回、事業を執行する直前にNTTデータ、業者のほうから戸別受信機から携帯端末、タブレットへの変更の提案がありました。タブレットのメリットとしては、戸別受信機のように役場からの一方的な送信ではなく、住民からの返信が可能なこと。それに伴い、役場でタブレットの電池切れや故障等が把握できること。また耳が不自由な人でも情報がわかるよう、音と映像が送れること。また戸別受信機とは違い、さまざまなアプリ利用が可能となり、災害時以外にも住民への情報伝達が可能となります。昨今、携帯普及率が100%以上となり、今後、多様な伝達手段が開発される中で、将来のことを考えると戸別受信機のほうがいいんじゃないかということを考えました。その結果、平成24年度沖縄振興特別推進交付金事業の中の戸別受信機事業を見送ることにいたしました。それでありましたが、それにかわるものとして、そういう提案があったタブレットの整備を今回予算計上していない理由としては、タブレット自体の価格は安いんですが、通信費がかかるというのが理由です。まだその辺の調査も含めてやっていかないといけないということで、今回はランニングコスト等の、システムのサービス等も検討していかないといけないんじゃないかということで計上しておりません。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは新たな機種が、いい機種が出たらというより、模索しながら今後設置するという事は考えているんですか。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 今後、防災行政無線が聞こえないとか、そういうことがないように、こういった改善に努めていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今の防災行政無線が設置されても、これを使うということですか。戸別の家庭への受信機というのが出ているんだが、それにかわるような戸別の受信機関係、いい機種があって、そういうものを導入するという意向はないんですか。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 今、ちょっと説明不足で申しわけないんですが、いわゆる戸別に設置する機械の整備をしたいということです。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 同じ10ページの戸別受信機購入費の件なんですが、先ほどの答弁である程度理解しているんです。これは一括交付金での、900万円余りを6月で補正されて、戸別受信ができるということで非常に村民は期待していたんですね。今後、その個別的な、今の総務課長の答弁のように整備

するならば、一括交付金事業として今後可能ですか。この見通しはどうなんですか、お伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） ただいまの質疑にお答えしていきたいと思います。

事業としては認めてもらっていますので、次年度以降の展開というのは可能だと考えております。内閣府のほうからもそのあたりの内諾は受けております。その事業の持ち越しということでもありますので、再度、申請は新たにやっていくんですが、非常に可能性は高いと考えております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では16ページの産業振興課と18ページの企画観光課の7款1項2目15節の観光拠点施設整備工事について質疑いたします。

この産業振興課関係、活性化センターなんですが、災害で事業ができないという説明でありますけれども、今後、活性化センター、道の駅とも通称言われていますけれども、こういう災害で危険な箇所ということで工事が中断したと思うんですけども、今後どういう展開で進めていかれるのか。

それと企画観光課、観光拠点施設整備工事、どのエリア、委員会でもし資料が提出できるんだったら、どのエリアでどういう公園工事を進める予定になっているのかお伺いします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの新城一智議員の質疑にお答えしたいと思います。

議員が御心配されているのと同じように、私ども執行部も災害が起きて、その一括交付金を利用して道の駅の機能高度化ということで予算を計上させていただいたんですが、御存じのとおり、台風10号、16号、17号と相次いで、その崖が、山崩れがあったということで、今は不安定な状況でこれを発注できないという結論に至っております。今後の展開に関しましては、やっぱり安全が担保されないと、その工事はちょっと見合わせないといけないのかと考えておりますが、その安全性も含めて、あと本当にそこが有意義かどうか、場所の総合移転、そこも含めて、全体の移転も含めて検討して早目に結論を出したいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 今の観光拠点施設整備工事のエリアの話なんですが、最初、一括交付金計上の最初のときの補正の中でも説明したんですが、今回は安根橋南側を考えております。最終的には北側も含めてやるんですが、今回、産業振興課のほうでできなかったものとか、あるいは戸別受信機のことを、そのあたりのものを整理する上で今回工事費に回してきております。そこでできる範囲のものをまず設計から、あるいは防風林、防潮林、そのあたりの整備等も考えてやっていきたいと思います。工法としては、風をよけながらマウンドをつくって、土壌改良しながら植栽していく考えであります。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 産業振興課もぜひ道の駅、国道58号沿いにあって、危険な箇所ということでもありますので、早目に何らかの形で、村民も足繁く通える、また観光客も入りたくなるような整備に努めていただきたいと思います。

企画観光課については、結の浜公園というか、まだ供用はされていないんですけども、そういう例もあるので、ぜひ本当に使いやすいような公園整備に努めるようお願いしたいと思います。細かい件はまた委員会で質疑いたしますので、よろしくお伺いします。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第46号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第47号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第47号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を
議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第47号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第48号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第48号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を
議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第49号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第49号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第49号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時19分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時23分）

◎諸般の報告

○ 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に新城一智議員、副委員長に平良英勝議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
お疲れさまでした。

(午前10時24分)

平成24年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成24年12月21日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成24年12月21日 午前10時00分)

閉 会 (平成24年12月21日 午前10時29分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第45号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第46号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第47号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第48号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第49号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
6	陳情 第17号	民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書について	委員長報告 質疑～表決
7	陳情 第18号	平成25年度福祉施策及び予算の充実について（要請）	委員長報告 質疑～表決
8	陳情 第19号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
9	陳情 第21号	「議案、意見書、請願、陳情」に対する議員個々の賛否記録公表実施への陳情	委員長報告 質疑～表決
10	意見案 第11号	民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書	提案説明 付託省略
11	意見案 第12号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第45号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第45号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例を議題とします。
委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成24年12月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会
委員長 新城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第45号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例	原案可決 全会一致

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

- 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第45号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び財務課長の出席を求め、12月20日午後1時30分審査予定を正午に繰り上げて審査をいたしました。

まず議案第45号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例について報告します。

この条例は、沖縄振興特別措置法に定められた観光地形成促進地域の区域内において、省令に規定する対象施設を新築し、また増設した者について、当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税を新たに課することとなった年度以後5年度分について免除する。また沖縄振興特別措置法に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、租税特別措置法の規定の適用を受ける設備のうち沖縄振興特別措置法に規定する製造業等の用に供する設備、また産業高度化・事業革新促進事業の用に供する1つの設備で一定の要件を満たしたものの新設、また増設した者で、

沖縄県知事の認定を受けた者について、当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税を新たに課することとなった年度以後5年度分について免除する規定を設けたもので、固定資産税の課税免除を行うことにより本村の産業の振興及び雇用の拡大に寄与する目的で設置するものであります。

この条例は、公布の日から施行することとなっております。

質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第45号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第45号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第46号～議案第49号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第2 議案第46号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算、日程第3 議案第47号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第4 議案第48号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び日程第5 議案第49号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の4件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成24年12月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 新城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により

報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第46号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	原案可決 全会一致
議案第47号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致
議案第48号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致
議案第49号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致

（新城一智予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ **予算審査特別委員会委員長（新城一智）** ただいま議題となりました議案第46号から議案第49号までの4件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、12月20日午前11時審査予定を午前10時35分に繰り上げて審査を行いました。

4会計の補正予算は、事情の変更等により予算措置を必要とするものであり、その審査の結果は次のとおりであります。

議案第46号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算、議案第47号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第48号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第49号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の4件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げ報告といたします。よろしくお願ひします。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第46号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第46号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第46号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第47号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第47号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第48号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第48号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第49号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の討論を行います。討論

ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第49号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第17号～陳情第19号及び陳情第21号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第6 陳情第17号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書について、日程第7 陳情第18号 平成25年度福祉施策及び予算の充実について(要請)、日程第8 陳情第19号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書及び日程第9 陳情第21号 「議案、意見書、請願、陳情」に対する議員個々の賛否記録公表実施への陳情を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成24年12月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新城 一 智

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
17	平成24年9月14日	民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書について	採択		地方自治法第99条の措置

受理 番号	受 理 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
18	平成24年 9月24日	平成25年度福祉施策及び予算の充 実について（要請）	採 択		地方自治法第125 条の措置
19	平成24年 10月22日	大幅増員と夜勤改善で安全・安心 の医療・介護を求める陳情書	採 択		地方自治法第99条 の措置
21	平成24年 11月27日	「議案、意見書、請願、陳情」に 対する議員個々の賛否記録公表実 施への陳情	採 択		

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました陳情第17号、陳情第18号、陳情第19号及び陳情第21号について、12月20日午後1時30分審査予定を正午に繰り上げて審査をした結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第17号、陳情第18号、陳情第19号及び陳情第21号については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

陳情第17号及び陳情第19号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するための意見書の提出、陳情第18号の採択に関連いたしまして、地方自治法第125条の規定により村長へ送付するのが妥当との意見の一致を見ております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げ報告といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第17号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第17号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第17号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書についてを採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって陳情第17号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第18号 平成25年度福祉施策及び予算の充実について（要請）の委員長の報告に対する

質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第18号 平成25年度福祉施策及び予算の充実について(要請)の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第18号 平成25年度福祉施策及び予算の充実について(要請)を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第18号 平成25年度福祉施策及び予算の充実について(要請)は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択することについて決定しました陳情第18号 平成25年度福祉施策及び予算の充実について(要請)は、地方自治法第125条の規定により、村長へ送付することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

よって陳情第18号 平成25年度福祉施策及び予算の充実について(要請)は、地方自治法第125条の規定により、村長へ送付することに決定しました。

これから陳情第19号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第19号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第19号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第19号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第21号 「議案、意見書、請願、陳情」に対する議員個々の賛否記録公表実施への陳情

の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第21号 「議案、意見書、請願、陳情」に対する議員個々の賛否記録公表実施への陳情の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第21号 「議案、意見書、請願、陳情」に対する議員個々の賛否記録公表実施への陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第21号 「議案、意見書、請願、陳情」に対する議員個々の賛否記録公表実施への陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎意見案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第10 全員発議により提出されました意見案第11号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) 意見案第11号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年12月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 前田 孝 安里重和 東 武久 平良英勝 新城一智 宮城辰徳 具志堅朝秀 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 国の責任において援護措置を決定し、「新たな援護法」を制定することを要請するため。

民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書

先の大戦で、沖縄においては一般住民を巻き込んだ国内唯一の壮絶な日米の地上戦が行われ、アメリカ軍の10.10空襲や艦砲射撃など地上・海上からの戦闘行為等が原因で県民の4分の1近い15万人(推定)が命を失い、数え切れない肉体的・精神的障害を生み出し、甚大な財産的損害を被り、言語に絶する苦しみや悲しみを体験し今日に至っております。

沖縄戦の生存被害者は戦後67年後の現在、平均年齢が80歳を超えております。

戦争を開始し続行してきた国には、自ら引き起こした戦争被害にけじめをつけ、これを補償する条理上、法的な責任があり、行政や立法により解決すべき責任があります。

アジア太平洋戦争の「沖縄戦」における一般民間戦争被害者のうち戦争病者戦没者遺族等援護法によ

り援護された被害者以外の数多くの未補償の被害者（死没者の場合は遺族）に対して国の責任において援護措置を決定し、相当の援護金等を支給する「新たな援護法」を制定することを要請致します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成24年12月21日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 厚生労働大臣
以上であります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第11号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第11号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第11号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第11号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第11 全員発議により提出されました意見案第12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。具志堅朝秀議員。

（8番 具志堅朝秀議員 登壇）

○ 8番（具志堅朝秀） 意見案第12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年12月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 具志堅朝秀 新城一智 宮城辰徳 前田 孝 東 武久 平良英勝 安里重和 大城佐一
賛成者 平良嗣男

提案理由 安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策が講じられるよう要請するため。

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

厚生労働省は2011年6月17日、医政局長、労働基準局長、職業安定課長、雇用均等・児童家庭局長、保険局長の5局長連名で「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」を发出了しましたが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交代制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。

全国各地で大問題となっている「医療崩壊」「介護崩壊」の現状は、東日本大震災で改めて明らかになり、医師・看護師・介護職員など医療・福祉労働者の深刻な人手不足が浮き彫りになりました。「医療崩壊」「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の医療・介護を実現するためには看護師などの夜勤・交代制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善をはじめとする労働環境改善が不可欠です。

厚生労働省の5局長通知を実効あるものにするためにも医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策が講じられるよう、下記の事項について国、県に要望します。

1、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。

2、医師、看護師、介護職員など大幅に増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 文部科学大臣 総務大臣 沖縄県知事
どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第12号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第12号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長(金城 勇) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第8回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時29分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員